

# 『大学の授業内容に関する基礎的研究』

長谷川 精 一  
倉 本 香 紀  
林 隆 紀

今日、大学生の問題意識を喚起するためには、いかなる内容を選んで授業を行なうべきだろうか。私たちはこのテーマについて研究会を行なってきた。以下はその結果をまとめたものである。

## 〈目 次〉

『外交官森有礼のアジア観 —— 清鮮宗属関係と琉球帰属問題をめぐって』	長谷川 精 一
『教育における自己強制と「徳の訓練」 —— 汎愛学派とカントの思想的関連』	倉 本 香 紀
『バイオエシックスにおける人格概念の批判的考察 —— パーソン論を手がかりとして』	倉 本 香 紀
『環境問題に関する我が国の大学生の認識と環境教育について』	林 隆 紀

『外交官森有礼のアジア観 —— 清鮮宗属関係と琉球帰属問題をめぐって』  
長谷川 精 一

はじめに

現在、宮古島を訪れる人の中で、1881（明治14）年以降、この島が中国領となっていたかもしれないという事実を知る人は少ないであろう。琉球の所属をめぐる明治政府と清国

政府との交渉の結果、中国内部において日本が欧米諸国と同じように通商権を得ることと交換に、宮古・八重山諸島を中国領土とするという決定がなされ、1881年2月に実行される運びとなっていた。これは清国側の事情により実現しなかったが、もしこの案が発効していれば、国境線は書き換えられ、宮古・八重山の人々は中国国籍となっていたのである。多くの日本史教科書がこの「分島問題」を取り上げていないこともあって、この事実は日本「国民」の常識とはなっていない。否、さらには、多くの日本人は、沖縄が日本の一部であるということに何の疑いも感じないであろう。だが、沖縄が日本領であるとして国際法上、異論がでない期間は、下関条約締結後（戦後の占領期間を除くと）合計約75年にすぎない。それ以前はいわば国内の植民地であったのだが、軍事力により台湾、朝鮮、中国などを侵略したのとは異なり、琉球を歴史上のある時点で日本が（戦争こそしなかったものの）武力制圧したということは広く認識されているとは言い難い。

上に記した日本と清国との交渉は、清国と琉球との宗主宗属関係をめぐめるものであり、明治10年代までの日本の対アジア外交においては、清国と宗属国との関係をどう断ち切っていくかということが重要な問題であった。本稿では、当時、駐清公使として北京に派遣された森有礼がこの問題にどのように取り組んだかを追うことにより、日本が近代国民国家を形成していく過程において、「異質なもの」をいかなる論理をもって包摂していったのかについて検討する。

## 1.

森有礼が北京に到着したのは、1876（明治9）年1月4日のことだった。前年9月に発生した江華島事件を口実とし、朝鮮を強制的に開国させようとした明治政府は、朝鮮への使節派遣に先立って、朝鮮の宗主国をもって任ずる清国との交渉のため、森を特命全権公使として派遣したのである。江華島事件の経緯は以下の通りである。日本政府は朝鮮に対する武力的示威のため1875（明治8）年5月に軍艦雲揚、第二丁卯、高雄を派遣したが、9月20日、朝鮮半島西海岸を測量中の雲揚が草芝鎮砲台から砲撃を受け、応戦して砲台を占拠、その結果、朝鮮側に35名の死者を出し、雲揚は武器、弾薬を捕獲して引き揚げた<sup>(1)</sup>。報告を受けた政府では、参議木戸孝允が朝鮮に不法砲撃に対する問責の使節を送ることを提案し、自らその任に当たることを希望したが、木戸の病気のため、陸軍中将黒田清隆が特命全権弁理大臣に、元老院議員井上馨が副全権弁理大使に任命された<sup>(2)</sup>。

森は北京への出発に先立って、11月14日、正院で三条太政大臣、岩倉右大臣、木戸参議、大久保参議に対して次のように意見を述べた。朝鮮は未開であるとはいえ、独立した一国であり、これに接するには万国に恥じず後世の批判にも耐え得る「公正の条理」に基づかなければならない。なぜなら、我が国が失なった国権を回復しようとする際に頼ることの

できるのはただ「公正の条理」だけだからである。ゆえにこの条理を顧みず、みだりに朝鮮に事を起こすのは「自棄自害の政術」と言わざるを得ない。さらに森は、「江華島暴挙」は使節派遣の名目とは言い難いとし、その理由は、朝鮮は独立国であって、外交を拒む権利もあるし、江華島事件に至っては結局暴力に対して暴力で応じたのであって、「公法」をもって論ずれば、朝鮮だけが誤っているとは言えない、と主張した<sup>(3)</sup>。森は18日には再度正院で三条、岩倉と会見し、和平の方針を強調したが、22日に寺島外務卿から受けた訓令の中の「被る所の暴害の補償を求め」という一節に抗議してその箇所を削除を求め、正院で三条、岩倉、大久保、伊藤に対して以下のように論じた。そもそも国家財政が空乏の時に情実を名目としてみだりに事を起こすことは「損に損を加える」ことである。旧交を修めるとか、江華島暴挙の責任を問うとかいう「不要不急の条件」を名目として事を起こすのは、外国の悪評をよび、国内の人民の信服を薄くし、ついには政府瓦解の禍を招く「政府自害の政術」、「拙策の最拙」策だ<sup>(4)</sup>。閣議はこのような森の意見を認め、上記の一節の削除を決定した<sup>(5)</sup>。

1876（明治9）年1月6日から森は清国総理衙門との交渉に入ったが、清・朝鮮間の宗属関係をめぐる両国間の議論はかみ合わず、14日、清国恭親王より森に対して、清国は朝鮮の内政外交に干渉しないが、日鮮交渉にあたっては、日本側が日清修好条規の「両国に属せる邦土は相侵越せざるとの言を守」るようにと要望する覚書が提出された<sup>(6)</sup>。森はこれに対し、翌15日に恭親王に宛てて書簡を送り、清国が朝鮮を属国と称しながら、内政に関与せず外交も自主的にさせていることをみれば、朝鮮は「一の独立国にして、貴国の之を属国と唱えるは徒に空名」のみであり、朝鮮と日本の間に起こることは「清国と日本国の条約上に於て関係する所無し」と反論した<sup>(7)</sup>。総理衙門との交渉が進展しないことに苛立った森は、打開策として、当時清国第一の実力者とされていた直隸総督、北洋大臣の李鴻章と語ることを要望し、総理衙門も李の外交手腕に期待して、24日、25日に保定において森と李との会談が行なわれることとなった<sup>(8)</sup>。

当時29歳の森と53歳の李との会談は、森の欧米での体験の話から始まった。自分は世界を初回は西に向かって出発し東から帰り、2度目は東に向かって出船し西から帰ったが、大洋航行の際、各国からの旅客が相親しく交わっているのが夢のようだった、と森は言い、さらに上陸して事物を見聞すると、「人は互いに心を分ち国は各々趣を異にし、あるいは抑圧されている者もありあるいは蹂躪されている者もあって、その最たるものはトルコ人、インド人、中国人だった、と述べた。閣下は世界各地を見て事物を研究し大いに知識に富んでいるので、これらの国が抑圧を免れ国力を高める妙法を教えてほしい、と言う李に対して、森は自分は年少であって才識もないが、閣下のような大家に親しく接して教えを受け知識を広めようと考えているのみだ、と答えた。謙遜はせずに、試みにアジアの開化の度合いは欧州に比べていかほどと考えるかを述べてほしいと李は問い、森は公平な論者が

見れば、開化の最高度を10度とすればアジアは3度の上でヨーロッパは7度を下らないだろうと返答した。李はそれを公平な比較だとして、清国を振興する良策はないかと尋ねた。森は国家の大事業を行うにはそれに先だって人材が必要であり、米国で教育を受けた若者たちが成長の後、政府の頭官となっていくべきだと答えた。

その後、話はいよいよ条約のことに進み、両国間の条約は「良正完全」だとする李に対して森はそうとは考えないと述べ、その理由として朝鮮をめぐる両国の関係に言及する。条約中に朝鮮が清の属国であるという条款はないし、日本政府は終始朝鮮を独立国とみなしてきた。清国政府も朝鮮には自らの政府があり内外の事務を随意に整理しておりこれに清国は全く関与しないと明言しているではないか。この森の発言に対して、李は、朝鮮は独立国ではあるがその国王は清国皇帝の命によって立つゆえに清国に隷属するのだと言ったが、森は、それは単に清国と朝鮮との交誼に関することであって朝鮮の独立とは関係がない、と反論し、李は、朝鮮が清の属国であることは旧来世人の知るところだ、と重ねて述べた。森は、この点は何度討論しても到底結論はでないだろうし、これ以上の論議は無益だが、両国間の条約については「一方より他方の封土を侵掠するを禁ずる」という一款がありながら封土の限界を確定して条約中にこの限界を明記していないため、かつて台湾事件が起こり今回朝鮮事件が起こったのであって、このような無用の条款を存続させておくと今後また同じようなことになる、これが現在の条約を永続させることを望まない理由である、と断じた。李は、そもそも日本が何もしなければ何の紛争も生じなかったのであり、日本が砲船を出して朝鮮海を測量しなければ朝鮮が発砲する理由もない、日本は苦情を訴える必要もなければ朝鮮を伐つ口実もない、朝鮮が砲船に発砲した事件は実は日本が自ら招いたことであり、砲船が朝鮮海岸付近、即ち公法上禁じている3英里以内に進入し、さらには土地を占拠し人を殺し財を奪ったのに、今また使節を以て理非をただそうとするとはいくどういうことか、と反撃した。

これに対して、森は以下のように切り返した。李が朝鮮側の発砲を無罪とするのみならず日本からの使節を悪意を抱く者とするのは誤解によるものであり、実況の説明が必要である。第1に、日本の砲船は海水測量のためにのみ朝鮮に赴いたのではなくたまたま船用の水を求めるために陸に近づいたのであり、そのために海水の深さを実測して船の進退を無難にしようとしたせいで得なかったのに、朝鮮側は我が国の国旗を掲げた船に対して突然発砲した。我が国と朝鮮とは二百年余りも友誼があり、近年さらに両政府の間に取り決めをしてさらに親密に交際をしようとしたのに、みだりに我が国の名誉を汚し我が国の砲船に発砲した。これに対して使節を派遣してこれらの暴行の理由を問責するのが当然なのは言うまでもない。すぐに問罪の軍隊を出して懲らしめるのは我が国にとって容易なことであるが、我が国はそれを望まず、できるだけ「懇信和好の意を旨とし勉めて彼が頑心を改良し」て我が国の栄誉を全うすべきだと考えて修好の使節を派遣したのである。第2

に、我が国の砲船が公法上禁じられている近海に進入したと言われるが、「公法は之を遵守するの国に用」いるべきであり、「朝鮮の如き公法の何たるを知らず却て之を厭悪するの国に用」いるべきではない。朝鮮は「仁愛の道を守らず」、他国の人民を入れず、たまたま外来の船があればみだりにこれに発砲し、沿海の測量を許さないために諸国船舶特に朝鮮海上を往来する隣国の船舶がしばしば沈没の災いにあう者が少なくない。ゆえに隣国のひとつである我が国はこのような「不仁の事を為さしむ」ことはできない。このように森は反論したのである。

李は、朝鮮が日本との国交を開けば、他の各国も日本と同様、開国を要求し、狡猾に商業を行なって朝鮮を衰亡させてしまうのではないかと朝鮮は恐れていると述べ、森は、それは恐れるに足りない、外国人の航海安全のため朝鮮海の測量を認めれば、外国との通商のため開国する必要はないと答えた。外国商人の欲望はそれだけに止まらないと言う李に対して森は、外国人もそして日本も朝鮮に通商を強制することはできないと返答し、それを保証できるかと問う李に、森は「朝鮮に於て外交を拒絶するの正理あらば之を行ふも妨げなし」とし、日本、清国のように関係の深い隣国のみを受容して、その他の国々を拒んでもよい、と述べた。そして森は、日本の場合も、かつて約300年前にヨーロッパの若干の国が日本で交易を営んでいたが、それらの国々が日本の内政に干渉したので、日本はオランダ以外の国に対しては通商を拒み来日も禁じた。それ以後、オランダ人は中国人と同様、友愛の情を示したので、これら両国は数百年間、日本と交通し、その他の西洋諸国は一切日本に来ることを拒否された。ようやく20年前になって日本は外交を開くことを認め、西洋諸国と国交を結んだ、と語り、李はそうであれば朝鮮もまた計画を変更せざるを得ないと述べた。森はさらに、中国の協力を切望してここにやってきたが、中国の大臣たちは、朝鮮は清国の属国であると言い、日本の行為は日清両国間の条約中の和親に関する條款に反するとして、数回にわたり自分に書簡を送ってきた、と失望の意を表した。

これに対して李は、中国のそのような措置の理由として、「我政府の目する所に依れば貴政府は事を行ふに甚だ急劇に過ぐる所」があり、朝鮮はまだ日本の要望を満たす状況に至っていないのに、日本は、台湾事件の例のように、ややもすると「隣邦を攪乱し機に乗じて之を奪領せんと欲する」ようだと主張した。この李の発言に対して森は以下のように反論した。日本を中国と比べれば、あるいは「実に躁急快捷の風」があるであろう。ヨーロッパ人も日中両国の「性情に大差異あると見て概ね皆之を怪」しんでいる。ヨーロッパ人の見るところによると、日本人はきわめて「敏捷の性」をそなえ、清国人はきわめて「耐忍の性」をそなえている。ゆえに清国人である閣下の目には、朝鮮事件に関する日本の処理は非常に短慮のように見えることも無理はない。しかし、朝鮮が我が国の要望を満足する状況に至っていないという点については、閣下は我が国の要望を理解していない。日本が朝鮮に望んでいるのはきわめて容易な以下の2点にすぎず、朝鮮はこれに応じるのに何

の準備も必要としない。第1に、朝鮮から我が国の国威に相当な礼を尽くすこと。第2に、朝鮮海において我が国人の救護のために必要な方法を尽くすこと。このような「至簡至当の請求」を拒むのは「天譴を怖れざるの所為」と言うべきである。我が国は四方を海に囲まれている島国であり、我が国の人民は専ら海利の事に関する事業に熱心であった。ゆえに政府もそれらの事業を保護しなければならない。台湾の件も、今回の使節も、そのためである。日本政府が「莫大の費用と苦辛とを厭はず」このような活動をするのは「政府の政府たる義務を尽くさん」がためである。いやしくも征伐を主意とするならば、どうしてすでに「占有せし台湾の一部を棄つるの理」があるのか、また、「目下朝鮮事件の如きも何ぞ簡程迄に心を苦しむ」だろうか。「我政府の趣意は良善実直」である。このような森の主張に対して、李は、朝鮮事件のことについては自分が総理衙門に書簡を送る、さきに清国から森への返答の中で和親条約中の、双方互いに領地を侵す事を禁ずる、という条款を引用したのは清側が軽率だった、と述べた<sup>(9)</sup>。

この会談後、李は総理衙門に、朝鮮にとって日本の使節を受ける方が得策である旨を朝鮮政府に勧告するようにとの意見を述べ、その結果、総理衙門は森に対して「朝鮮国は清国の属邦なるに付、清国政府に於て同国の為、酌弁する所あるべき」旨の書簡を送り、森はその酌弁（斡旋）に期待すると回答して、清国と朝鮮との宗属関係についての討議を打ち切った<sup>(10)</sup>。

以上の交渉に関して、森は「使清復命」において次のように報告している。清と朝鮮との関係を絶つことは自分の最初からの任務であったが、これを「一層固くせんが為に」、日本政府が朝鮮に対処するのはひたすら「道義を伸ぶる」ためだと主張し、清政府がその間に疑いを容れることを防ぎ、また、朝鮮に開国を諭すように清にはたらきかけ、朝鮮が日本の要求を許諾し易くするように謀って、「一々意の如くに我が目的を達す」ることができた、と<sup>(11)</sup>。

森は1月30日に保定から北京にかえったが、その10日後の2月10日、黒田全権大使、井上副使らは6隻の軍艦とともに江華島に至り、軍事的威圧をもって26日には日鮮修好条規の調印を行った。この条約は朝鮮が外国と締結した初めての「近代的」国際条約であり、朝鮮は日本の要求をすべて承認し、釜山ほか2港の開港と開港場における日本人の往来通商及び土地家屋等の賃借を認めた。第一款において「朝鮮国は自主の邦にして、日本と平等の権を保有せり」と宣言するが、居留地設置、沿海測量、領事派遣、領事裁判権等の重要事項は日本のみが独占しており、明らかな不平等条約であった。この条約の真意は、上の宣言の後に「先づ従前交情阻害の患を為せし諸例規を悉く革除し」とあるように、朝鮮と清国との関係を牽制し、日本の朝鮮侵略の足がかりをつけることにあった。日本は、欧米諸列強に強制された不平等条約の改正交渉を進展させることができる以前に、すでにアジアの隣国に対して不平等条約を強制したのである<sup>(12)</sup>。

上に見てきたように、結果として森は、清国との交渉を通じて日本と朝鮮との条約締結を促進するという任務に成功したのであるが、宗属関係に関しては清は終始、自説を曲げなかった。朝鮮は内治外交ともに自主的に行ない、独立国の実質を備えているが、なお清の属国であり、朝鮮国王は自国の統治について清国皇帝に何ら責任を負わないが、清国皇帝は宗主国の元首として朝鮮の領土保全に対して重大な義務を負う、と清国当局者は主張し続けたのである。

森の清国とのこの交渉に関して、犬塚孝明は、森は「国際公法はこれを遵守する国に適用されるべきものであって、朝鮮のように公法の何たるかを知らず、かえってこれを『厭悪』する国には適用すべきではない、と断言した」が、「この一語をもって、森が時の大久保政権の対朝鮮政策と同一路線を歩むもの、と判断するのは早計すぎる。それでは、離日前にあれほど執拗に食いさがり、対朝鮮和平にこだわった意味がなくなるからである。森にとって問題は、清国の朝鮮に対する宗主権を否定し、古い宗属関係を捨てさせることであった。彼は朝鮮を国際法上の主権国家としてはっきり認めていたのであり、そうした態度を持することこそ、日本の国際社会での地位を向上させる最大の要因だと考えていたのである」と述べている<sup>(13)</sup>。しかし、実は「日本の国際社会での地位を向上させる」こと、即ち、言葉を換えれば、「帝国主義諸国によって構成される欧米列強中心の国際秩序のもとで、より強大な帝国主義国となる」ことこそが森の目的であり、そのための政略のひとつが、朝鮮を「主権国家」とみなし、清国と朝鮮との宗属関係を断ち切ることでなかったのか。この点を明らかにするためには、この時期における宗主国と宗属国との関係をめぐる森の見解を検討する必要があるが、その前にふれておかなければならないことがらもうひとつある。琉球両属問題である。

## 2.

森が朝鮮問題の談判のために北京に着いたころ、日本と清国の間では、琉球諸島の帰属をめぐる問題が生じていた。遭難し台湾にたどりついた宮古島民が殺された事件をきっかけとして、1874（明治7）年に日本は台湾に出兵した。これに対して中国は強硬に抗議し、大久保内務卿は全権公使として北京において交渉し、決裂寸前のところで駐清英国公使ウェードの斡旋によって議定書締結にたどりついた。交換文書において、清国は日本の台湾出兵を「保民の義拳」と認め、被害者の遺族に対して撫恤銀10万両、施設費として40万両の支払を約した<sup>(14)</sup>。帰国した大久保は太政大臣三条実美に建議し、琉球に従来の清国と日本とへの両属状態を改めさせるよう主張した。政府は1875（明治8）年7月、内務大丞松田道之を処分官として派遣し、首里城で琉球藩に対して、清国との朝貢冊封関係停止を指令させた<sup>(15)</sup>。

1876（明治9）年1月10日、森が総理衙門で朝鮮問題について会談した際に、衙門大臣は清国の属国は朝鮮のほか、琉球、安南などであると述べた。そこで森は一策を案じ、寺島外務卿に上申して、清国に琉球の日本所属を確認させる手段として、日本の「海外通航証書」を携帯する者はすべて我が国民であり、この証書により「琉球藩の者も日本人と認め」させるべきだと主張した。寺島は琉球の件はなるべく議論を避けるという消極的方針であったが、森の請求した航海公証の見本を送致した。森は総理衙門に対して、我が南海の諸島沖繩宮古等は内地と隔たっており、かつ旧習もあって、免状の手数も不十分な場合があるので、これらの諸島の人民に限り免状の有無を論ぜず我が人民とみなし、従来通り売買等を許可していただきたい、と申し入れた。清国は「免状を所持するを以て日本人民と看認の目途と為すべき」旨を回答してきたので、森は日本の海外通航証書の見本を示して、これを携帯する者は南海島民を含めて日本人であると説明した。

以上の経過を森は3月30日に寺島外務卿に対して、これは顕わに琉球の名前を出さず、中国の体面を損なわずに、双方事を平穏に治めようとする意図によるものであり、「支邦の所謂属国なる琉球を無形の空物に帰せしむるの方法」であって、今後は琉球を沖繩という名称に改め、その人民の中国に至る者に我が国の海外通航免状を与えれば清国との間に問題が生じることはない、と報告し<sup>(16)</sup>、同年5月10日の復命書にも、清国は体面を失わず、琉球は通商の利を失わず、日本は希望通り長く清国と交際を保全することができる、と自賛している<sup>(17)</sup>。

しかし、事態は森の述べたようには進まなかった。1876（明治9）年7月、内務小丞木梨精一郎は首里城で日本政府からの対清関係断絶の指令を琉球藩王代理に伝達した。琉球藩当局者は、長年にわたる封貢関係を絶つことは親子の義を滅する忘恩の行為であり受け容れられないとして政府への陳情を繰り返したが、認められず、藩王尚泰は向徳宏を密使として清国に派遣し事情を訴えた。1877（明治10）年9月20日、李鴻章が琉球の申し出を聞き、進貢停止に関して森に質問してきた。元来、琉球は清の属国であり福建総督の所轄であって、年来進貢を続けてきたが、日本からそれを停止するとはいかなることか、と問う李に対して、森は琉球藩のことは本国内務の管轄であり外務の関係するところではなく、進貢差し止めのことは自分は一切承知しないと返答した<sup>(18)</sup>。これは前年2月に寺島外務卿から森に出されていた、琉球に関する談判は回避するようにとの指示<sup>(19)</sup>に従うものであった。森は翌1878（明治11）年5月北京を出立し、6月外務大輔に任じられ本省で条約改正業務に従事することとなる。

1879（明治12）年3月25日、琉球処分官松田道之は警部巡查及び熊本鎮台歩兵半大隊に警護されて那覇港に到着、27日に首里城において廃藩置県の通達を伝え、藩王尚泰には上京を命じ、旧琉球藩吏らの藩存続の嘆願を拒否し、3月31日には首里城を接收した。4月4日、政府は琉球藩を廃し、沖繩県を設置したことを全国に布告し、鍋島直彬を県令に任



命した<sup>20)</sup>。森の提案していた「沖繩」の名称が採用されたのである。清国は置県に抗議したが、寺島も、その後任となった井上馨外務卿も琉球諸島は清国の主張とは異なり、歴史的、文化的に見て、元来、日本に属するという反論を記した文書を送付するのみで、日清両国の間には膠着状態が続いた<sup>21)</sup>。

清国は琉球問題についての交渉不調を打開するために、そのころ世界旅行中に清国に立ち寄ったアメリカの前大統領ユリシーズ・グラントに斡旋を依頼した。グラントは1879(明治12)年6月に来日して、朝野の盛大な歓迎を受けたが、それには先年、岩倉全権大使一行がアメリカを訪問した際にグラントが大統領として使節を歓迎したことへの謝意も含まれていた。グラントは明治天皇、伊藤内務卿、井上外務卿らと会談し、日清両国が提携し欧州勢力の進出に対抗すべきであり、琉球をめぐる日本と清国が戦端を開くことになれば、欧州諸国はこれ幸いと干渉し利権を求めようとするだろう、と忠告した<sup>22)</sup>。グラントの調停を受けて日清間に交渉が再開され、李鴻章が「琉球三分案」を提出、日本側からは「分島改約案」が提示された。三分案は、北部の奄美諸島を日本が、南部の宮古・八重山を清国が領有し、あとの中部は旧来通り「琉球王国」として存続させるというもので、日本側は、奄美諸島は慶長以来薩摩藩の直轄領であり、この案には何ら得るところがない、として拒絶した。分島改約案は、台湾に近い宮古・八重山諸島を清国に割譲する代わりに、日清修好条規に条規追加する形で最恵国待遇の規定を入れ、欧米諸国と同じように日本も中国内地での通商権を獲得しようとするものであった<sup>23)</sup>。このころ清国はロシアとの間で国境紛争をかかえており、ロシアと日本が結束することを恐れていたこともあって、半年あまりの交渉の後、1880(明治13)年10月、日本の要望通り交渉が妥結し、両国全権の調印を残すのみとなった。しかし、約束の期限を過ぎても清国側は調印を遷延し、事実上拒否した。貿易上の利益と引き替えに国境線を書き換え、宮古・八重山諸島の土地と住民を割譲してしまうというこの案は実現しなかったのである。これは領土問題の中に日本が通商に関する改約の条件を入れたことに対して李鴻章が強く反対したことによるが、その背景には清国・ロシア間の交渉が進展して緊張が緩和されたことがあった<sup>24)</sup>。その後も日本と清国との間でやりとりがあったが、本格的な交渉には至らず、1895(明治28)年の下関条約により台湾、澎湖諸島までが日本の領有となったことにより、琉球帰属問題も消滅の形となった。

### 3.

第1節、第2節において、清国と朝鮮との宗属関係、及び、琉球帰属問題を概観し、駐清公使としての森有礼の外交交渉をみてきたわけであるが、そもそもこの時期は歴史的にはいかなる局面にあったのだろうか。当時すでにアヘン戦争(1840年)、香港割譲(1842年)、

天津条約（1858年）にみられるように、欧米列強の中国への進出は開始されてはいたが、本稿に記してきたように中国は日本に対して朝鮮、琉球との宗主宗属関係を主張し、日本の膨張を牽制していた。一方、日本は欧米列強の構成する帝国主義的な国際秩序（I.ウォーラステインのいう「文明としての近代世界システム」）への参入を望んでいた。周知の如く、この時期以降の趨勢としては、中国は日本及び欧米列強にさらに侵略され、その帝国主義によって打ちのめされるのであるが、前述のようにこの時期にはまだ日本は軍事的優位にはなく、中国との全面的衝突を避ける外交方針をとっていた。その意味では中華思想に基づく宗主宗属関係はまだ完全に否定されていなかったのである。

それでは、宗主宗属関係の示唆することとは何か。宗主国である清国についてみれば、古代よりアジアの覇権を握っていた中国歴代王朝と同様、清国も中華思想に基づき周辺諸国を自らに従属するものとみなしていた。注目すべきは、清国が日本による（宗属国に対する）暴挙から朝鮮、琉球を保護しなければならないと考えた際の自負心、道徳的義務感である。これは、「白人」が白人であるということ自身のために、他の人種にはない高い倫理観と、自らを犠牲にしても他の人種を指導し保護しなければならないという使命感を持つ場合と同じく、noblesse oblige（高貴なるがゆえの義務）の感覚であった。この感覚は例えば国際的な救済機関や発展途上国における人道主義的な運動をも生み得るが、ヴェトナム戦争や湾岸戦争、革命後の中国による周辺少数民族への支配にみられるような歪んだ独善性にもつながるものであった。

宗属国であった朝鮮、琉球についてはどうか。なぜ朝鮮、琉球は清国を宗主国としてこれに保護を求めたのか。もちろん清国の持つ軍事力のゆえであるが、清国が朝鮮、琉球を属国として一方的に強制、抑圧していたと考えることはできない。宗主国としての清国の文化、風俗は宗属国の住民にとって魅惑的なものとして受け容れられ、宗属国の住民が清国の中心性と上位性を自発的に賞揚しているものでなければならない。日本の「進入」に対して朝鮮、琉球が清国に使節を送り救援を求めた背景には、長年の宗属関係において中国の文化、風俗が一種の憧れの対象としてとらえられていたことがあった。

これに対して、日本は清国と朝鮮、琉球との宗主宗属関係を否定し、朝鮮の場合にはそれが独立国であると強調し、琉球の場合にはそれが日本の領域の一部であると主張しようとした。日本が望んでいたことは、ペリー来航、欧米列強との不平等条約締結以降、いまだ「文明」に至らぬ国として扱われる地位を脱し、欧米諸国が構成する国際関係の中で諸国と対等な近代的な独立国家として認知されることであった。朝鮮、琉球の中国に対する関係と同様、日本の欧米諸国に対する関係にはある種の憧憬の感覚が含まれていたのである。世界史上例をみない大規模で政治的中心人物を多数含んだ岩倉遣欧使節団の派遣は、近代的な「文明」国となるための国家的プロジェクトであった。そして、「文明」化についての言説において最も影響力をもったイデオログが福沢諭吉である。

福沢は「脱亜論」(1885年)で次のように主張している。世界交通の発達した今、「文明東漸の勢」を防ぎきることはできない。日本はすでに「亜細亜の固陋」を脱して西洋の文明に移った。しかし、朝鮮と中国は知的洞察力を欠いており道徳的にも墮落していて、改革の意志がない。ゆえに、これらの国は独立を維持することはできない。「西洋文明人の眼」は日本、中国、朝鮮の3国を同一視しがちであり、日本人は隣国の開明を待ってともにアジアを興隆させる余裕はない。むしろそこから脱出して「西洋の文明国と進退を共にし」、中国、朝鮮に接する場合も隣国だからといって特別の会釈には及ばない。「正に西洋人が之に接するの風に従て処分す可きのみ」である。「悪友と親しむ者は、共に悪名を免かる」ことはできない。「我れは心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり」<sup>(25)</sup>。さらに1886(明治18)年の「朝鮮人民のために其国の滅亡を賀す」では、朝鮮政府が売国奴の行為に走って国民を保護する能力を失っている以上、朝鮮国民はロシアなりイギリスなりが来てその国土を押領するがままに任せて、ロシアかイギリスの人民となる方がその幸福は大きい、として、むしろ「強大文明国の保護を被る」べきであると書いている<sup>(26)</sup>。そして、1895(明治27)年になると、日清戦争の勝利によって割譲させた台湾の経営について、「只、その土地を目的として全島の掃蕩を期し、土人の如きは眼中に認めず、一切の殖産興業を日本人の手に経営して大いに富源を開発す可し」とし、もし反抗すれば「兵力を以て容赦なく掃蕩を行ひ、葉を枯らし根を絶ちて一切の醜類を殲滅す可し」と主張した<sup>(27)</sup>。ここに見られるのは、「文明」国は半開や未開の国に対しては干渉、征服してもよいという明らかな植民地主義者、帝国主義者の論理であり、エドワード・サイードが解析したオリエンタリストの論理であった<sup>(28)</sup>。

森有礼の場合、福沢のように露骨ではなはだ品のない差別的な言説は残していない。本稿でみたように、森は江華島事件に際し、北京への出発に先立って、「条理」にこだわりあくまでも外交努力による解決をはかるべきだと主張していた。琉球両属問題に関しても、清国と琉球の宗属関係を全面否定はしなかった。それでは森は福沢とは異なり、帝国主義者でもオリエンタリストでもなかったのか。園田英弘は、森は「西洋一辺倒」でも「日本一辺倒」でもなく、「西洋化の果てにある『脱西洋化』」の観点を持っており、「西洋世界で通用している『普遍』を信じず、西洋も日本もともに『特殊』なのだとした」と述べている<sup>(29)</sup>。果たしてそう言えるのか。外交に関して、「西洋で通用している『普遍』」は「国際法」に基づく国際秩序(その実質は欧米列強中心の帝国主義的な配置図)、「脱西洋化」は欧米列強のみならず世界中のすべての国がその政治経済的、軍事実力の大小とは無関係に、対等の立場で相互の歴史、文化の独自性を認め合うような国際社会の創造ということになるだろう。森の外交論の検討が示すことは、森の指向が明らかに前者(西洋における「普遍」)にあるということである。後者(「脱西洋化」)は、後の森研究者の想像の中には存在し得ても、森の思想とも当時の現実の歴史的状況とも無関係であろう。北京での談判

を前にして森が主張した「万国に対して恥ぢず、後世の批裁を待ても憾なき公正の条理」——（敢えて逆説的に言うならば、）まさにこの「条理」こそが、森にとっての「脱亜」だったのである。それはどういうことか。

森はなぜ外交努力を主張したのか。もちろん当時の日本が有していた軍事力や日中両国を取り巻いていた国際情勢からみて清国との交戦は不可能との判断があったであろう。しかし、それとともに森にとって重要だったのは、「国際公法」によって認知されるべき独立国として「条理」に基づいて外交交渉を行なうということそのものであった。そのような交渉自体が、欧米列強によって構成される国際社会（文明としての近代世界システム）に日本が参入することを意味したからである。1879（明治11）年4月、森は日清修好条規の改訂交渉について寺島外務卿に報告し、「亜細亞洲中我政府独り国権を挽回するに着目し」、先鞭をつけて「清政府を鼓舞」しようとしたことは、その成否に関わらず「天下後世に対し幾分の榮譽を増」したことは疑いない、と書き送っている<sup>50</sup>。日本はアジアで唯一、近代化を進め世界に認知されつつあり、かつてアジアの中心だった中国もこれを認めざるを得ない——ここに見られる自負は、西洋を範型として「脱亜」をめざすという点で、森に特有のものではなく、当時の指導層にとってはむしろ一般的なものであった。前述したように、中華思想、及び、それに基づく宗主宗属関係は中国の自民族中心主義の表われであったが、近代においては、西洋中心主義以外のすべての自民族中心主義は西洋の近代合理主義がもたらした産業的、軍事的な物質的優位と文化支配によって凌駕されてしまった。西洋中心主義の近代世界システムにおいては、非西洋のすべての国民にとって、西洋は自己のアイデンティティ確立のために参照すべき他者だったのである。アジアにおける日本はその典型例といってよい。西洋を対照すべき範型とするこの営みにおいては、普遍妥当性をもつ「文明」は常に西洋の側にあり、西洋と非西洋との間に想定された価値序列は、上位の国民（欧米諸国）への劣等感と下位の国民（アジア等、非西洋諸国）への優越感を生んでいった。日本はかつて欧米列強によって押しつけられた不平等条約の改正交渉に成功する以前に、強制的に琉球を「処分」して領土内に組み入れ、朝鮮に不平等条約を押しつけた。西洋（上位の国民）による抑圧が日本国内の一体感を強め、西洋への対抗を通じて新しい国民的主体が生み出されていく過程と、抑圧を受けた日本がアジアの他の国々（下位の国民）をさらに抑圧する過程とは、同じコインの表と裏だったのである。

福沢の一連の「脱亜入欧」の言説はこのような「上位」「下位」の価値序列を国民に「啓蒙」するためのものだった。森や福沢にとって、日本において国民国家を担う近代的な国民的主体を創造するということは、西洋中心主義のもつ排除・抑圧の暴力の被害者たる立場を抜け出て（脱亜）、そのような暴力の加害者たる立場に転ずる（入欧）ということに他ならなかった。そして、日本社会の内部においても、西洋の知識をもつということは、社会の中で優位な位置を占めることを意味していた。社会内の上昇志向と西洋への憧れ（こ

れは裏を返せば、非西洋への軽視の感覚でもある)を結びつけ、さらにそれを日本国家の国際社会における地位上昇に結びつけること——日本国民の同一性をつくり出す上で、このような価値のヒエラルキーの内面化が重要な課題とされたのである。この点で森や福沢自身も例外ではない。若くして洋学に志し、西洋についての知識をいわば身を立てる原資として、社会内での指導的立場を得た彼らにとって「脱亜」は当然の当為となり得ても、「脱欧」は容易なことではなかったに違いない。森が李鴻章との会談で述べた、文明化の最高度を10とすれば西洋は7以上であり、アジアは3の上の程度にすぎないという言葉は、皮相な欧化主義者というしばしば彼に貼られてきたレッテルとは全く無関係に、留学生、外交官として人生の約4分の1の時間を西洋で過ごしてきた日本人、森有礼の実感であったろう。

それでは、そもそも排除・差別の言説はどのようにして可能となるのだろうか。排除・差別する側は常に、自己を「常識」にかなない、透明な、日常性をもつ普遍妥当的なものとして提示し、排除・差別される側を「常識」に反する、異常で特殊なものとして提示しようとする。排除・差別する側は、正常か異常かを決定する基準が中性的で客観的なものであり、排除・差別する側と排除・差別される側との両方に対して開かれているとしつつ、同時に、そのような基準を創出するのは排除・差別する側のみである、と主張するのである。排除・差別される側がそのような基準（「常識」）に異議を申し立てる可能性をはじめから認めないことによって、基準の普遍妥当性は維持されている<sup>91</sup>。近代においては、正常性、中心性、普遍性は常に西洋の側にあり、異常性、周辺性、特殊性は常に非西洋の側にあるとされており、しかも西洋と非西洋の間には不変の価値序列があると想定されているために、西洋は西洋以外の何ものからも自らの判断の妥当性を問われることはない。即ち、西洋は自己のまわりのすべてのものを西洋の色に染め上げてしまい、自己を相対化する対称物としての「他者」を認めないため、自己の相対化に至る契機をもたず、自らの判断の基準（何が正常であり、何が中心であり、何が普遍的であるか、についての判断基準）が、実は自己の生産した特定の知にすぎないにもかかわらず、それが時空を超えた普遍的な「真理」であると信じ込んでしまうのである。このようにして西洋は時間的・空間的な存在被拘束性を免れた普遍的存在であるかのように振る舞い、自己の判断を普遍妥当的なものと考えて、非西洋を排除・差別する言説をつくり出し、しかも、それが排除・差別の言説であることを自覚しないということになる。非西洋はあくまで西洋によって「文明」へと「啓蒙」され「教化」されなければならない存在であり、もし非西洋がそれに反発しても、それは非西洋が前近代的な価値観にとらわれた「暗愚」で「固陋」な「文明以前」の状態にあるからにすぎない、という一方的な断定が西洋の側からなされるのである。森が清国との交渉で発した、国際公法はこれを遵守する国に適用されるべきものであって、朝鮮のように公法の何たるかを知らず、かえってこれを厭悪する国には適用すべきではな

い、という言葉は、まさにこのような西洋の側に立った排除・差別の言説の機制（メカニズム）を表わしている。北京から帰国した7年後の1885（明治18）年、森は甲申事変の処理にあたっていた井上馨、伊藤博文に対して意見を述べ、清国と朝鮮の宗主宗属関係は「類例甚だ稀」だが、両国特に属邦がこれを維持しようとする間は、他国は干渉すべきではなく、朝鮮の内乱に際し、中国軍がこれを鎮定しても他国は傍観するだけである、としながらも、しかし、もし、治安が維持されず、他国人に害を加える場合には、もちろん、中国政府に向かって加害者を法に処し、かつ、償金を要求し、あるいは、状況によっては中国軍の撤退を要求することができる、と主張している<sup>32</sup>。侵略行為が現地国在留民の保護を名目として行なわれてきたことを考えるならば、先述の犬塚の言う、森は「朝鮮を国際法上の主権国家としてはっきり認めていたのである」という評価は成り立たない。朝鮮は、宗属関係によって中国に保護されるにせよ、日本や欧米諸国の干渉を受けるにせよ、「独立の主権国家」とみなすことはできない、と森は考えていたのである。

また、沖縄に関して、森は晩年に書かれたとされる文書で「長官以下高等官及課長の如き責任ある地位は総て武官を以て任ずる事」とし、「政治施行の規律は陸軍の風紀に則る事」として、武官制の導入を主張している<sup>33</sup>。森にとって沖縄は置県後も内地とは異なる行政上特別な地域だったのである。1887（明治20）年2月、沖縄を訪れた森は首里小学校、沖縄師範学校、沖縄中学校、那覇の各小学校などを巡覧し、古波蔵練兵上で上記の学校の生徒運動会を見た後、那覇本願寺出張所において演説し、自分が当地の「教員諸君に向かい」「喜びに堪え」ないのは「本県学事の斯くの如く盛大ならんとは夢々思ひ及ばざりしに、案外の進歩を見るものは是れ一に諸君の熱血の注ぐに由るもの」である、と述べた。この感慨は、近代国民国家の形成過程における「異質なるもの」、周辺的で「文明」から空間的にも時間的にも遠くへだたっていると考えていたものが、予想外に日本への包摂・同化の道を進んでいるのを目の当たりにした驚きであった。（もっとも、森の演説の間、何事かを小声でうるさく話す者もいた、とも報じられている。森がこの私語を聞いたか否か、彼がどう反応したかは定かではない<sup>34</sup>）。

歴史的背景をイメージさせる「琉球」ではなく、「沖縄」を県名にすべきだと提案し、武官制を導入して陸軍的な規律で行政を行なうべきだという森の主張と、その後の同化政策（例えば、学校で強制的に日本語を用いさせ、琉球方言を話した場合、罰として「方言札」を首からかけさせた政策）、沖縄を捨て石として戦場とし、集団自決事件を含む膨大な犠牲者を出した沖縄戦、基地の島としての沖縄の犠牲により存立している日米安保体制とは、エスニック・マイノリティに対する包摂・同化と排除・抑圧のダブル・バインドという国民国家の論理によるものという点で、同じ問題系に属する。森の時期以降、「異質なるもの」の包摂の範囲は、日本の膨張主義によって台湾、朝鮮半島、中国大陸、東南アジア、ミクロネシアへと拡大していったが、その過程において、包摂に伴う同化及び排除は隠蔽さ

れ、不可視化されてきた。この隠蔽、不可視化の問題は、敗戦により植民地を失なった以後も、戦後というひとつの歴史的な時代の終焉が語られる現在においても、なお過去のものとはなっていないのである。

【註】

- (1) 『日本外交文書』第8巻 [54]
- (2) 『日本外交文書』第8巻 [64]
- (3) 「森公使の対清交渉意見」(『新修森有礼全集』文泉堂書店、1997年、第1巻、173頁)
- (4) 同上、175頁
- (5) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上巻、文化資料調査会、1963年、520頁
- (6) 『日本外交文書』第9巻 [41] 付属書1
- (7) 『日本外交文書』第9巻 [41] 付属書2
- (8) 『日本外交文書』第9巻 [45] 付記
- (9) 同上。森と李との会見は、『森有礼全集』、宣文堂書店、1972年、第1巻、152頁にも収録されている。
- (10) 『日本外交文書』第9巻 [45] 付属書1、2
- (11) 森有礼「使清復命」(『新修森有礼全集』第1巻、385頁)
- (12) 『日本外交文書』第9巻 [29]、[26]
- (13) 犬塚孝明『森有礼』、吉川弘文館、1986年、193頁
- (14) 金井之恭「使清弁理始末」(『明治文化全集外交篇』)、145頁
- (15) 松田道之「琉球処分」(『明治文化資料叢書外交編』)、103頁
- (16) 『日本外交文書』第9巻 [157]
- (17) 森有礼「使清復命」(『新修森有礼全集』、第1巻、385頁)
- (18) 『日本外交文書』第10巻 [92]
- (19) 『日本外交文書』第9巻 [156]
- (20) 松田道之「琉球処分」、139頁、216頁。『日本外交文書』第12巻 [103]
- (21) 『日本外交文書』第12巻 [101] 付属書2、  
『日本外交文書』第12巻 [103] ～ [106]
- (22) 『日本外交文書』第12巻 [78]
- (23) 『日本外交文書』第13巻 [124]、[130]、
- (24) 『日本外交文書』第19巻 [59] 付記20、18
- (25) 福沢諭吉「脱亜論」(『福沢諭吉全集』、10巻、238頁)。西川長夫は、福沢の「脱亜論」と、カール・マルクスのイギリスによるインド支配の正当化との間の類似性に言及している。西洋中心主義と「文明」について考える上で、この指摘は興味深い。

- (26) 福沢諭吉「朝鮮人民のために其国の滅亡を賀す」(『福沢諭吉全集』、10巻、379頁)
- (27) 福沢諭吉「嚴重に処分す可し」(『福沢諭吉全集』、15巻、269頁)
- (28) 福沢は留学時の航海の際に次のように記している。「船に塔じて印度海に來り、英國の士人が海岸所轄の地に上陸し、又は支那其地方に於ても、權勢を専らにして土人を御する其情況は傍若無人、殆ど同等の人類に接するものと思われず、当時我輩も此有様を見て(中略)一方を憐れむの傍らに一方を羨み、吾も日本人なり、何れの時か一度は日本の國威を耀かして、印度支那の土人等を御すること英國人に倣ふのみならず、其英國人も窺めて東洋の權柄を一手に握らんものを」(『時事新報』、明治15年12月11日号、『福沢諭吉全集』、第8巻、岩波書店、436頁)。後年の「脱亜論」者福沢の原型がここに明瞭に示されている。先述したように、李との會談において、森も洋行時の航海で、東アジアの人々が抑圧されている様子を、(非西洋たるアジアの一員としてではなく)あくまで外部の旅人の視点から觀察している。
- (29) 園田英弘「森有礼研究・西洋化の論理——忠誠心の射程」(『西洋化の構造——黒船・武士・國家』、思文閣出版、1993年)、304頁、316頁
- (30) 『日本外交文書』第11巻 [102]
- (31) この点については、酒井直樹「『西洋への回帰』と人種主義」(『死産される日本語・日本人——「日本」の歴史—地政的配置』)の議論による。差別する側のこのような主張が可能となるのは、酒井が指摘するように、「排除する側は無徴として、排除される側は有徴として排除が行なわれるのが普通で」あり、「自己の同一性を再現・表象する者とそのように再現・表象される主語とは必ず分裂しており、表象する者は必ず無徴である」が、(自己の同一性を表象する者と表象される主語の間の無徴・有徴関係は基本的には「時間的」な関係であって、これに対し、差別する者と差別される者の間の無徴・有徴の対立は「空間的」な「共時的」な対立であり、この二つはまったく別の審級に属しているにもかかわらず)、「しかし、まさに無徴であるために、差別する者としての無徴と、表象する者としての無徴を混同させることが可能となる。つまり、対称的な関係において優位な地位にあることと、知の生産における超越的主観の位置を占めることが、混同されるような言説が可能になる」からである。(酒井、上掲書、220頁参照)。
- (32) 森有礼「朝鮮事件に関する所見案」(『森有礼全集』、第1巻、195頁)
- (33) 森有礼「蝦夷琉球等諸島に係る政略」(『森有礼全集』、第1巻、22頁)
- (34) 森有礼「沖繩巡視における演説」(『森有礼全集』、第1巻、817頁)